

質問回答

2022年12月5日

「フィリピン国園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト」

(公示日:2022年11月24日／公示番号 22a00739) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P18 第2章特記仕様書案 8条(8) 課題別研修参加者の選定支援	<p>P8には活動2-2「FVC関係者が日本のFVCを学ぶための本邦研修を実施する。」とありますが、該当箇所には本邦研修に関する記載はなく、課題別研修の参加者の選定支援についてのみ言及されています。本プロジェクトでは個別の本邦研修は行わないという理解でよいでしょうか。</p> <p>本邦研修を実施する場合は、定額計上ではないでしょうか。もし計上する場合、別見積もりでの計上となるのでしょうか。</p>	個別の本邦研修は行いません。
2	P20 第2章特記仕様書案 8条(10)	本文ではパイロット活動は6番まで記載がありますが、表では5番が抜けております。4番についても、タイトルと中身の記載がず	失礼しました。契約書の特記仕様書において、p.21の表1に、パイロット活動4のタイトルを「農家グループの拡大販路の多様化」に修正し

	<p>表 1 パイロット活動案</p>	<p>れている様に見受けられますので、修正をお願いします。</p>	<p>(目的、主要活動、対象地域、対象者は変更無し)、パイロット活動5として下表を追加します。</p> <table border="1" data-bbox="1391 376 2078 1343"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1391 376 2078 475"> <p>パイロット活動5: 野菜加工の促進による高付加価値化</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 475 1563 571"> <p>目的</p> </td> <td data-bbox="1563 475 2078 571"> <p>農産物加工を促進し、付加価値を高める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 571 1563 1343"> <p>主要活動</p> </td> <td data-bbox="1563 571 2078 1343"> <p>ベンゲット州</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農産物加工会社から野菜の仕様・要求について情報を収集。 2. 農家グループに対して、農産物加工企業の仕様・要件を伝えるための情報共有セミナーを開催。 3. 農家グループと農産物加工企業のマッチングを促進し、ビジネス・リンクを構築。 <p>ケソン州</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 品質管理、衛生管理、パッケージング、ブランド化、マーケティングに関する研修を実施し、農家グループが加工食品の品質を向上できるよう支援。 2. 農家グループと既存の農産物 </td> </tr> </table>	<p>パイロット活動5: 野菜加工の促進による高付加価値化</p>		<p>目的</p>	<p>農産物加工を促進し、付加価値を高める。</p>	<p>主要活動</p>	<p>ベンゲット州</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農産物加工会社から野菜の仕様・要求について情報を収集。 2. 農家グループに対して、農産物加工企業の仕様・要件を伝えるための情報共有セミナーを開催。 3. 農家グループと農産物加工企業のマッチングを促進し、ビジネス・リンクを構築。 <p>ケソン州</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 品質管理、衛生管理、パッケージング、ブランド化、マーケティングに関する研修を実施し、農家グループが加工食品の品質を向上できるよう支援。 2. 農家グループと既存の農産物
<p>パイロット活動5: 野菜加工の促進による高付加価値化</p>									
<p>目的</p>	<p>農産物加工を促進し、付加価値を高める。</p>								
<p>主要活動</p>	<p>ベンゲット州</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農産物加工会社から野菜の仕様・要求について情報を収集。 2. 農家グループに対して、農産物加工企業の仕様・要件を伝えるための情報共有セミナーを開催。 3. 農家グループと農産物加工企業のマッチングを促進し、ビジネス・リンクを構築。 <p>ケソン州</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 品質管理、衛生管理、パッケージング、ブランド化、マーケティングに関する研修を実施し、農家グループが加工食品の品質を向上できるよう支援。 2. 農家グループと既存の農産物 								

				加工会社を結びつけ、加工会社への野菜の安定供給を実現を支援。
			対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ● ベンゲット州（ブギアス、ラトリニダット、アトック、マンカヤン、キブンガン（キブンガン、マンカヤンは2年目からの開始を想定）） ● ケソン州（サリアヤ、ドローレス、グマカ、ロペス（グマカ、ロペスは2年目からの開始を想定））
			対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 各町から 3-5 農家グループ（既に加工食品を生産している農民グループ、及び／又は食品加工活動を始めようとする意思のある農民グループ） ● 農産物加工企業（C/P と協議の上検討。）
3	P31 第 3 章プロポーザル作成に係る留	「執務スペース」有とのことですが、この執務スペースは在マニラ農業省オフィス内の	執務スペースはマニラの農業省オフィス内にあります。ケソン州・ベンゲット州の農業省オフィ	

	<p>意事項 2条(5) 対象国の便宜供与</p>	<p>執務スペースのことでしょうか。ケソン州やベンゲット州の農業省オフィス内のスペースも供与されるのでしょうか。</p> <p>ケソン州やベンゲット州のスペースが用意されていない場合、専門家やローカルコンサルタントが利用する地方オフィスのために賃料を計上することは認められるのでしょうか。</p>	<p>ス内のスペースの供与は現時点では予定はありません。したがって、ケソン州・ベンゲット州の賃料の計上を認めます。</p>
4	<p>P.9 第5条 業務の目的 P.10~11 第7条 実施方針及び留意事項 (2) 二段階方式の採用 図1 プロジェクトの構成に関する概念図</p>	<p>「本プロジェクトは、フィリピンにおいて、野菜を主とした園芸作物バリューチェーン強化ロードマップ(案)を策定し、対象地域(ベンゲット州・ケソン州・マニラ首都圏)において①パイロット活動の実施、②FVC関係者のプラットフォーム構築による民間参入の促進、③包摂的 FVC モデルのパイロット活動地域以外への普及・展開等を行うことにより、対象地域の野菜等のバリューチェーン強化を図り、包摂的 FVC モデルを対象地域以外の地域へ拡大・導入すること等をもって、対象地域以外も含めたフィリピンの野菜等のバリューチェーンの強化に寄与するもの。」とあり、また、P.10 では、「～活動に</p>	<p>成果4はベンゲット州・ケソン州以外の地域への展開も含まれます。(詳細は PDM 案の活動 4-1 から 4-6 をご覧ください。) 契約書の特記仕様書の p.8 及び p.11 の図1の成果4「包摂的 FVC モデルが、ベンゲット州及びケソン州のパイロット活動対象町以外の市・町へ普及・展開される」は、「包摂的 FVC モデルが、パイロット活動地域以外へ普及・展開される」との意味と解釈してください。</p>

		<p>よって得られた知見を対象地域以外へ広く普及・展開（成果4）する」とあります。</p> <p>一方、P.11の図1に示された、成果4は、「包括的 FVC モデルが、ベンゲット州及びケソン州のパイロット活動対象町以外の市・町へ普及・展開される」とあり、この記述からは成果4が対象地域の2州に限定されているように見受けられます。成果4の対象としては、対象地域（ベンゲット州・ケソン州・マニラ首都圏）内か、これらの地域以外なのか、どちらでしょうか。</p>	
5	<p>P.10 第7条 実施方針及び留意事項 (1) プロジェクトの基本方針</p>	<p>「本プロジェクトは、～特定のバリューチェーンにおける集中的な改善活動を通じて、他地域でも汎用可能なモデルケースを提示するものである。」とありますが、特定のバリューチェーンとは何を指すのか教えてください。</p>	<p>特定のバリューチェーンにおける集中的な改善活動とは、ベンゲット州・ケソン州・マニラ首都圏におけるパイロット活動のことです。つまり、特定のバリューチェーンとはパイロット活動が対象とするバリューチェーンのことです。</p>
6	<p>P.14 第7条 実施方針及び留意事項 (8) パイロット活動の対象農家グループ</p>	<p>農家グループへの指導は、合計2,250農家を対象とするものと思われませんが、グループによって、農家数は異なると思料されますが、対象者規模としては、合計被益農家数を基準とするという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>パイロット活動対象の農家数としては、9町×5グループ×約50名(1グループ約50名を想定)で2,250名の農家を基準としてください。なお、先方政府との協議により、グループ数や1グループの規模は変動し得ます。</p>
7	P.14	「3年目には2年目に対象とした町から追	モニタリングは、あくまでも状況の把握であり、

	<p>第7条 実施方針及び留意事項 (8) パイロット活動の対象農家グループ 図3 パイロット活動及び包摂的FVCモデル展開のイメージ</p>	<p>加的に2つの農家グループを選定し、パイロット活動を実施する想定である。パイロット活動の結果は随時分析・評価し、次年度の活動の改善に役立てる。包摂的FVCモデルの形成は3年目終了を待たず、随時その要素を整理する。」とある一方、図3では1年目に活動をして、その後はモニタリング(状況観察)とありますが、ここでいうモニタリングは、パイロット事業としての技術指導の継続との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>パイロット活動としての技術指導の継続ではありません。他方、必要に応じて技術指導を行う方が効果的である場合も考えられますので、技術指導を妨げるものではありません。要所要所で技術指導を行うなど、プロポーザルでご提案下さい。</p>
--	---	--	--

以上